第７７回福島県入札制度等監視委員会議事録

１　委員会の概要

（１）日時　　令和２年９月８日（火）　午後１時３０分～午後４時００分

（２）場所　　本庁舎２階 第一特別委員会室

（３）出席者

ア　委員

伊藤宏（委員長）、市岡綾子、伊藤洋子、小堀健太、今野泰、島田マリ子、新城希子、髙野宏之、高畠亮、藤健太

イ　県側

総務部長、総務部政策監、入札監理課長、入札監理課主幹兼副課長、入札監理課主幹、農林総務課主幹、農林技術課長、森林計画課主任主査

土木部長、土木部次長、技術管理課長、建設産業室長、

出納局入札用度課主幹兼副課長、

教育庁財務課主幹兼副課長

警察本部会計課主幹兼次席、

施設管理課主幹兼副課長兼守衛長

県北建設事務所主幹兼企画管理部長、県北建設事務所主幹兼専門技術管理員、

県中建設事務所主幹兼専門技術管理員、喜多方建設事務所主幹兼企画管理部長、

喜多方建設事務所専門技術管理員、いわき建設事務所主幹兼企画管理部長、

福島空港事務所次長

県中地方振興局出納室長、会津地方振興局出納室主幹兼副室長兼出納課長、

いわき地方振興局出納室主幹兼副室長兼出納課長

（４）次第

１ 開会

２ あいさつ

（１）総務部長あいさつ

（２）土木部長あいさつ

３ 議事

（１）報告事項

ア　県発注工事等の入札等結果について（令和元年度）

イ　県発注工事等の入札等結果について（令和２年４月～６月分）等

ウ　総合評価方式の実施状況について（令和元年度）

エ　入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について（令和２年２月～７月分）

（２）審議事項

ア　抽出案件について

イ　建設業関係団体等の意見聴取について

（３）各委員の意見交換

（４）その他

４ 閉会

２　発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

ただいまから第７７回福島県入札制度等監視委員会を開会いたします。
本日の会議は軽装での開催といたしましたので、御理解と御協力をお願いいたします。
はじめに佐藤総務部長から御挨拶を申し上げます。

【総務部長】

（総務部長挨拶）

【入札監理課主幹兼副課長】

続きまして、猪股土木部長から御挨拶を申し上げます。

【土木部長】

（土木部長挨拶）

【入札監理課主幹兼副課長】

総務部長土木部長につきましては、所用によりここで退席させていただきます。
御了承願います。

続きまして、４月１日付け人事異動に伴う新たな職員を紹介いたします。

総務部政策監　阿部　俊彦　でございます。

【総務部政策監】

よろしくお願いいたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

土木部次長　小川　辰壽　でございます。

【土木部次長】

よろしくお願いいたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

それでは、議事につきまして、伊藤委員長よろしくお願いいたします。

【伊藤（宏）委員長】

これより議事に入ります。よろしくお願いいたします。

まず、本日の議事の進め方について協議したいと思います。

本日は、報告事項４件、審議事項２件でございますが、これらにつきまして公開で行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なし）

御異議がないということなので、そのように決定いたします。

【伊藤（宏）委員長】
始めに、報告事項ア「県発注工事等の入札等結果について（令和元年度）」です。
事務局の説明をお願いいたします。

【入札監理課長】
（「資料１」により説明）

【伊藤（宏）委員長】
ありがとうございます。
本来ならもうちょっと早い時期にやるべきだったのですが、一度会議がなくなりましたので。昨年度１年分の御報告でございますけれど、何か御質問等があればお願いいたします。

【小堀委員】
先ほど6ページのご説明をいただいたときに、塗装工事だけ特出しをされて最低制限価格を下回ったものがあった割合が高いというお話がありましたが、何か要因等を把握されていれば教えていただきたいと思います。

【入札監理課長】
要因等につきましては、１年間の平均落札率が９１．２５％ということで、１番低い落札率になっており、入札参加者数も１１．６５者で突出してるような状況で、非常に競争の激しい工種ということになります。どうしても最低制限価格の金額の前後あたりで集中して応札をしているような状況にあると思っています。

【小堀委員】
今年度とか昨年度に限った話ではなく、そういう傾向がある工種という理解でよろしいでしょうか。

【入札監理課長】
塗装工事は、前年度も１０．９８者の平均入札参加者数があり、毎年、非常に企業の方が注目している工種で、例年高いという状況になっています。

【伊藤（宏）委員長】
他いかがでしょうか。

それでは次に進めさせていただきます。
報告事項のイ「県発注工事等の入札等結果について（令和２年４月～６月分）等」です。事務局の説明をお願いいたします。

【入札監理課長】
（「資料２」により説明）

【伊藤（宏）委員長】
ありがとうございます。
ということは次回の会議では指名競争入札の実績が上がってくると。

【入札監理課長】
集計表の中に入ってきます。

【伊藤（宏）委員長】
それでは、何かご質問ございますでしょうか。

教えていただきたいのですが、資料２の１ページ目の１番下のところに契約方法別で真ん中あたりにプロポーザル１件、９，７９０万円とあります。
資料の２－１を見ますと、１７ページに磐城農業高等学校の工事が指名競争入札になっています。これは同じ案件ですか。

【入札監理課長】
５月１日に契約していますが、工事の指名競争入札がまだ始まっていませんので。

【伊藤（宏）委員長】
タイトルが違うのではないですか。

【入札監理課長】
資料２のプロポーザルで１件、９，７９０万円の契約がありますが、これが資料２－１１７ページの磐城農業高校であり、指名競争入札というタイトルが誤植で、これがプロポーザルでございます。

【伊藤（宏）委員長】
この工事がプロポーザルであった理由を教えていただきたいのですが。
太陽光型植物工場でなかなか新しい話なので､その関係なのかなと思って見ていました。

【入札監理課長】
手元に資料がございませんが、すぐわかると思いますので、後で報告させていただきます。

【伊藤（宏）委員長】
他いかがでございましょうか。
ということで、いよいよ指名競争入札も試行的に開始するということでございます。

それでは次に進ませていただきます。
次に、報告事項の「ウ総合評価方式の実施状況について」です。
事務局から説明をお願いいたします。

【入札監理課主幹】
（「資料３」により説明）

【新城委員】
例えば、８番の低入札価格調査について、もう少し詳しく教えていただきたい。今日は、次に抽出案件の審議が入っておりますので。
最後におっしゃった、調査基準価格のあたりでの競争が激しいとおっしゃっていましたけれども、もう一度御説明していただけますでしょうか。

【入札監理課主幹】
はい。８番につきましては、これからの個別案件の際に、もう少し詳しくご説明いたします。
次に、品質確保の確実性ですけれども、これは調査基準価格以上に応札した場合に７点、それ未満は０点と付されることになります。この７点を取得した割合ですので、特別簡易型と、地域密着型が８０％台になっているということは、これから差し引きますと、例えば、特別簡易型ですと１３％が調査基準価格未満で応札した、というように考えられますので、競争が激しいことがうかがわれるということです。

【新城委員】
ありがとうございます。
８番は、そういうことでしたら後ほどまたお聞きしたいと思います。

【伊藤（宏）委員長】
低入札価格調査制度については、抽出案件の議題の最初に説明をしていただくことになっております。

他いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に、報告事項のエ「入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について（令和２年２月～７月分）」でございますけれども、事務局から説明をお願いいたします。

【入札監理課主幹兼副課長】
（「資料４」により説明）

【施設管理課主幹兼副課長兼守衛長】
（「資料４」により説明）

【森林計画課主任主査】
（「資料４」により説明）

【入札用度課主幹兼副課長】
（「資料４」により説明）

【伊藤（宏）委員長】
はい。ありがとうございます。
指名停止の状況でございますけれども、何か御質問ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは審議事項のア「抽出案件」です。
今回のテーマは、低入札価格調査を受けた者が落札した案件、対象期間が平成３１年４月から令和２年２月です。
それでは、抽出された委員から、抽出理由の説明をお願いいたします。
島田委員、新城委員の順番で説明をお願いいたします。

【島田委員】
はい。私が指定しましたのは、整理番号３番，６番，２番，４番です。
整理番号の３番、空港維持補修工事（電波障害）につきまして、順位が１位の業者さんが失格ということだったのですが、その基準について知りたいと思いました。
整理番号の６番、河川（交付）工事（河道掘削）、他社失格基準、無効の内容について説明いただきたいです。
整理番号２番、河川海岸改良（改良）工事、順位第１位の辞退理由について知りたい。
整理番号４、道路橋りょう維持（緊現）工事（舗装補修）についても、順位第１位の辞退理由について知りたいということで抽出いたしました。

【伊藤（宏）委員長】
はい。新城委員お願いいたします。

【新城委員】
全部で８件ありました中で抽出させていただきましたが、その抽出理由としましては、例えば入札参加者が最多のもの、入札額に大きな差があるもの、予定価格が１番高額ですとか、失格基準の現場管理費ですとかそういうものに多く該当した案件を選ばせていただきました。
また、すべての案件に共通いたしますけれども、この低入札価格調査を受けた者が落札した案件というテーマでございますので、入札予定価格、最低制限価格、評価値算出価格についてもいろいろ教えていただきたいと思います。以上です。

【伊藤（宏）委員長】

はい。ありがとうございます。
それでは、個別の案件の説明の前に先ほど言いましたように総合評価方式の低入札価格調査制度についての説明を事務局からお願いいたします。

【入札監理課主幹】
（「資料５－２」により説明）

【伊藤（宏）委員長】
はい。ありがとうございます。
ただいまの資料５－２の説明は、制度の説明だったのですが、入札結果そのものについての御説明もしていただきたいということですか。

【新城委員】
いえ、個別の案件でうかがいますので、結構です。

【伊藤（宏）委員長】
いいですか、はいわかりました。

それでは、それぞれの個別の案件について、御議論いただきたいと思います。
まず、案件番号１、県北建設事務所の案件について説明をお願いいたします。

【県北建設事務所】
（「資料５」により説明）

【伊藤（宏）委員長】
はい。ありがとうございます。
ただいまの案件につきまして何か御質問ございますでしょうか。

【新城委員】
何点か質問をさせていただきます。
まず、入札額ですけれども、入札額の低い方と高い方が約９００万円くらいの差がありまして、その１番高い方であっても、予定価格よりも下回るということになっていると思うのですが、これに関して何か思われていることがあれば教えていただきたい。
それから、予定価格とか、最低制限価格ですとか、評価値算出価格等は、前に予定価格はお聞きしたことあるかもしれませんけれども、どのように決めているのか、同じ方が決められているのか、そして入札になる時、予定価格は当然決められてると思いますけれども、その他も一緒に決められているのか。どのように決めるのかを教えていただきたい。
入札書が不着というのが２件ありますが、不着というのはどういうことなのか教えていただきたいです。

【伊藤（宏）委員長】
　はい。幾つかありました。お願いします。

【県北建設事務所】
　まず、１点目の御質問については、４者はすべて予定価格を下回っておりまして、金額の開きがありますが、それはそれぞれの会社で、例えば持ってる重機械だとか、使用できる購入土の土取場を持っているとかそういった状況によって格差が出てきますので、４者がそれぞれ格差が出てくるのはやむを得ないのかなと考えております。
　不着というのは、最初に技術提案書の提出はあるのですが、実際応札がなかったというのが不着という取り扱いになります。

【入札監理課主幹】
　２番目の御質問ですけれども、調査基準価格、低入札価格これは総合評価方式になっていますので、調査基準価格になりますけれども、こちらの算定方法についてはマル秘ということになっておりますのでコメントを差し控えさせてさせていただきます。
　順番ですけれども、予定価格イコール設計額となっておりますので、まず設計額を工事執行権者が作成いたしまして、決裁になった後、調査基準価格を算定してそれから入札に臨むことになります。
　調査基準価格は工事執行権者で設定をいたします。

【新城委員】
　工事執行権者だとそれは思っておりますけれども、マル秘ということで、何もお答えはできないということですか。

【入札監理課主幹】
　建設工事の調査基準価格に関して公表しているのは、調査基準価格の範囲は、概ね８７％から９２％ということだけ公表いたしておりますので、それ以上のことは差し控えたいと思います。

【新城委員】
　はい。確かに８７％から９２％の間で設定されるっていうことは、以前お聞きしたと思いますが、それをどのように例えば、これは９０％にしようとか、これは８７％にしようということの積み上げ方とかそういうことは大枠でもお答えできないということでしょうか。

【入札監理課主幹】
　福島県の独自式で計算しておりまして、国や他の都道府県で使っている中央公契連というということころがございまして、そちらを参考にしながら、式をつくっておりますけれども、詳細については差し控えたいと思います。

【新城委員】

承知いたしました。それでは別のことをお聞きしたいのですが、参考として、他の県とかでも同じようなことを決めていらっしゃるのでしょうか。

【伊藤（宏）委員長】
これは、つまり決めの問題であって、福島県は公表していないということです。公表している自治体もたくさんあります。これは考え方の問題。

【新城委員】
他の自治体でわかるのであれば参考として、福島県がそういう決まりであれば仕方がないので。

【伊藤（宏）委員長】
最低制限価格とか、この総合評価方式だけではなくて、そもそも予定価格、アッパーも公表しているところが結構あります。ちょっとまずいんじゃないのという議論もあるんですけれども。要するに上限と下限があるわけですよね。下限の公表はしてませんということなのですが、これは、考え方の問題です。
ただ、こういうことはお答えできないのですか。同じルールのもとでやっていてもある工事については９２％で、ある工事については９０％っていう違いが出てくるわけですよね。なぜそういう違いが出てくるのですか。

【入札監理課主幹】
価格が低いほど、調査基準価格、最低制限価格が高いというのは従来から御説明しているとおりでございまして、先ほど申しましたようにいろいろな構成、直接工事費、諸経費、その率が工事ごとに違うものですから、前後するわけです。

【伊藤（宏）委員長】
費目の構成が違うと当然違ってきてしまう、こういう理解でよろしいですか。

【入札監理課主幹】
はい。

【伊藤（宏）委員長】
わかりました。
その細かい計算の仕組みは公表していない。いや、公表しろとここで決めれば、県だって検討してくるかもしれないけれど、どっちがいいか悪いかというのは、メリットもデメリットもあるので、すぐにというわけではじゃないのですが。

【入札監理課主幹】
先ほど御質問がありました、予定価格、調査基準価格につきましては、発表しているところがありまして、ほぼ全ての都道府県で導入しております。

あと委員長が先ほどお話されたように予定価格を事前公表とか事後公表、あとそれを併用しているというのがほぼ半分という状況になっております。

間違いがないようにお話しいたしますと、予定価格が同じ設計書で同じ工種であれば、誰がいつどこで調査基準価格を算定しようが、同じファイルを使って算定しておりますので、結果は同じになります。

【伊藤（宏）委員長】

そうですね。それはもちろんそうでないと困ります。

はい。他よろしいでしょうか。

それでは､次に､案件番号２の県中建設事務所の案件について説明をお願いいたします。

【県中建設事務所】

（「資料５」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

はい。ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御質問ございますでしょうか。

【新城委員】

小数第４位までが同点だとくじになるという決まりでやっていらっしゃるということでしょうか。あと、くじはどのようなくじですか。

【県中地方振興局出納室】

くじの方法ですけれども、最初に入札書を入れるときにくじ番号を業者さんが指定して入れるようになっております。

それについて、システムの方で乱数を適用したくじのための数字というのが出ます。それを応札した順番で０番から始まるのですが、０番、１番というように付番しまして、乱数表で出したくじのための数字の総合計の数を、入った工事者数の数で割った余り、この数が応札した順番の数と一致した業者さんをあてるというような仕組みで手続的に決まっておりますのでこの流れを出納室の方で執行しております。

【入札監理課主幹】

小数点４位なのかということですけれども､今回の場合は､評価値を算定するに当たる､標準点＋加算点と評価算出価格が同じだったため、全く同じになります。

これはおのずとくじになったということですけれども、福島県の場合は便宜上４桁として表しているだけで少しでも、点数が異なればどこまでも追いかけていくという形をとっております。

【伊藤（宏）委員長】

二つの数字の割り算でやるので、ぴったり合うことはなかなか珍しいのですが、この場合、評価値が同じ。評価値が同じってことはあり得る話ですよね。もう一つの入札価格も同じっていう両方とも同じというのはなかなか難しいのですが、これは両方とも実は同じではなくて違っているんだけども、評価値算出価格というルールがあるから、結果的に同じなってしまった。そうすると全く同じでは実はないのです。

全く同じだったらくじでやるっていうことは道理が通っているのですが、実はより安い入札価格の方が実は落ちています。これはそもそも制度としてくじをやる必要があるのですか。

全部入札価格も同じだったら、全く同じ条件だからくじっていうのは当然あり得るのですが、片一方の方が入札価格が安いじゃないですか。ということは、他の条件が全く同じで安い方をとるというのは、ある意味入札の原理原則です。にもかかわらず、なんでくじなのかっていう理由を教えてください。

そもそも制度をいつだれが作ったとか、お分かりになっていないかもしれないけど。

【入札監理課主幹】

委員長が今おっしゃったとおり、この形式で調査基準価格を下回った場合は、評価基準価格まで引き上げて同列に扱うとそういうことを従来からやっておりますので、なぜということは、今お答えできません。

【伊藤（宏）委員長】

割り算の最終的な点数を計算するのは、この形式でだめだといっている訳ではない。ただ､それが全て同じだった時には､そもそもの入札価格の低い方を選ぶというのが当然で、それは税金を使ってやっているので、より安く工事をやってもらった方が納税者としてはありがたい訳ですから。にもかかわらず、くじでやるルール自体がおかしいのではないでしょうかとお伺いしているのです。たぶんここにいる人達は誰も決めた当事者ではないと思いますが、検討の余地はありますか。

【土木部次長】

今、委員長御指摘の問題は、当初からございました。

ここでは２万円程度でございますが、大きいものになりますと、もっと差が生じている例が過去にございます。

それは、私ども土木部からもいろいろと意見交換をさせてもらっております。

その時の雰囲気としましては、低入を推奨しているわけではないということで評価基準価格で持ち上げているわけです。

最後の最後に、やっぱり低いほうがいいということになりますと、低入を助長する面も多少あるのかなと思います。

いずれ調査基準価格を下回った場合は､本来県として､それは望ましいことでないので、そのために評価基準価格を持ち上げてますから、その中でまた差をつけて同じだったらば安い方がいいだろうということで選びますと、入札する人も保険かけて安い価格にしようかなと、そういう意識も働くかということで、一度持ち上げたものはもう戻らないっていう今のシステムはそういう考え方だと思います。

評価基準価格を持ち上げたものは、最後まで下げない。だから結果的にくじで決めるのですが、最終的には入札価格で契約しますので、結果的には高い方になるか安い方になるかは今の制度上ではどっちに行くかわからないというくじ任せという結果になってございます。

【伊藤（宏）委員長】
ずっと経緯をみると、最低制限価格なり、調査基準価格がどんどん上がっています。それは業者からのいろいろなご要望もあったりもする。元々もっと低かったにもかかわらず、例えば最低制限価格でもある程度の工事品質が保たれるであろうということがあるにもかかわらず、どんどん上がっていったわけです。ということは、先ほど次長が言われたように、調査基準価格そのものが本当に妥当なのかというと、それはなかなか難しい問題で、技術上の問題だけではなくて、やっぱりいろんな業者との問題で決まっている部分があるので、もちろん過度な競争を避けるとか、工事品質を保つであるとか、そういう意味では一定の基準は必要で、何のルールもなくダンピングができるというのはやっぱり問題はあります。ただし、いろんな条件を全部満たしている業者の中で安い方を選ぶというのは、道理なのかなという気もします。次長がおっしゃった経緯はわからなくはないけれど、一抹の疑問を感じます。今日何か決めることではないのですが、そういう問題もあります。非常にレアなケースだと思います。

はい、他よろしいでしょうか。

それでは次に、案件番号３の県中建設事務所の案件について、説明をお願いいたします。

【県中建設事務所】
（「資料５」により説明）

【伊藤（宏）委員長】
はい。ありがとうございます。
ただいまの案件につきまして、御質問がございましたらお願いします。

【島田委員】
確認です。入札価格については、項目ごと、現場管理費、一般管理費それぞれにあるということでよろしいでしょうか。

【県中地方振興局出納室】
委員御指摘のとおり、見積内訳総括表が出ておりまして、そこに出されているそれぞれの金額を失格基準と該当するかどうか確認して決めているところでございます。

【伊藤（宏）委員長】

つまり、トータルだけではなくて個別に失格基準を上回ってないとだめだということです。そのようにちゃんとやっているので、過当競争が起こるということではないような気がするのです。

他いかがでしょうか。

【新城委員】
今の失格基準のいろんな項目ですが、その何％というのは業者の人たちは知ってらっしゃるのでしょうか、それとも内緒にしているということでしょうか。

【入札監理課主幹】
失格基準は公表しております。

【新城委員】
公表しているということなので、皆さんは承知でその金額をあげてくるということですか。

【伊藤（宏）委員長】
失格基準公表をしているとはどういう意味ですか。

【入札監理課主幹】
調査基準価格、評価基準価格については公表しておりませんが、低入札調査になった場合の失格基準については公表しております。

【伊藤（宏）委員長】
それは事後にですか。

【入札監理課主幹】
既に公表しております。

【伊藤（宏）委員長】
ちょっと、よくわからない。

【新城委員】
例えば、直接工事費の０．９とかそういうのを公表しているということでしょうか。

【入札監理課主幹】
はい。

【伊藤（宏）委員長】
比率を公表しているってだけですね。

【入札監理課主幹】
　そうです。

【伊藤（宏）委員長】
　他いかがでしょうか。

【伊藤（洋子）委員】
　先ほど品質確保等の確実性の加算点を０点に引き直すっておっしゃったと思うのですが、そのことはどういう意味合いなのでしょうか。

【県中建設事務所】
　入札を参加希望する業者さんが、技術提案書、その会社の経歴、地域に貢献している等評価する資料をあげていただき、それを、まず私どもで点数づけします。
　その時点では、全者に７点を加えて、入札執行権者である出納室に渡します。札をあけてから、そこで低入に合致するといったときに、その７点は無くなり、０点に置きかえてもう一度評価基準を計算し直すということです。

【県中地方振興局出納室】
　今､工事執行権者側から説明があった通りの方式でして､入札の現場で札があいた時点、私が執行しているわけですけれども、そこで、低価格だというのを確認しましたら、先ほどの７点入っていたところを０点に置き直す作業をこちらの方でいたします。
　そうしますと、再計算したものがこの結果、今お手元にある状態のものが出てきましてこれでつけ直された順位をもとに入札手続を続けております。

【伊藤（洋子）委員】
　ありがとうございました。よくわかりました。

【伊藤（宏）委員長】
　はい。他いかがでしょうか。

【市岡委員】
　無効というところに、入札書を無効とする申出書があったっていう旨が書かれているのですが、これは非常に稀なケースなのか、よくあることなのか教えてください。

【県中建設事務所】
　業者が､同じ日の複数に札を入れていて､別の工事も当たったという時､理由としては､別な工事を優先したいので、当該工事に技術者が配置できなくなり、こちらについては無効にしてほしい旨の理由書が提出されております。

【市岡委員】

わかりました。ありがとうございます。

【伊藤（宏）委員長】
はい。いいですか。

【島田委員】
算出する際のソフトがあると思うのですが、そのソフトの中で現場管理費はパーセンテージで自動計算されるのですか。そうすると、こちらで低価格ってことは全体としても低価格っていうことになるのか。現場管理費、一般管理費というのは、全体の工事費の中のパーセンテージで大体出てきますよね。ですから、単独でここが低いから、失格になるということがわからないのですが。

【県中建設事務所】
基本、業者さんの方も積算ソフトというものを使っていまして、大体私どもの県の公表単価で積算しているものとほぼ同じ数字を持っております。直接工事費までは、大体皆さん同じような価格で出してきますが、諸経費について、会社によっては率を下げ、最終的な入札価格になるかと思います。諸経費の率を下げすぎると調査基準価格に引っかかってしまう。調査基準価格に引っかからないぎりぎりの価格で落とせるのが業者さんにとっては、一番理想的なパターンなのではないかと思います。

【伊藤（宏）委員長】
ソフトそのままの数値で札を入れるわけではなくて、特に間接費の方はいろいろ戦略とかお考えがあって、業者の方で工夫しながら入れるということだと思うのです。もし、皆同じソフト使っていたら皆同じなってしまうわけで、直接費についてはかなりそういう部分があるけれども、間接費については、そうではないと。

【島田委員】
感覚としては、諸経費というよりは、直接工事費の方で差が出るのかなと思ったものですから。要するに、業種ごとの直接工事費の合計の方が、それぞれの業者によって違うのかなという感覚があったので。

【県中建設事務所】
昨年度、低入調査で業者の方から見積書をあげていただき、私どもの設計した積算書と比較しておりますが、直工についてはそう大きく差は出ません。
あとは、やはり間接費で調整しながら、低入に引っかからないぎりぎりを狙っていたと思われるところが大多数でございました。

【伊藤（宏）委員長】
工事の種類によっては、例えば、舗装工事は非常に単純ですよね。ですから、かなり精度の高い見積もりができるのですが、建築工事や改修工事は、直接費もいろいろ作業の仕

方が違う、工夫の余地があるとかという部分があり、工事によってもかなり差があるのかなという気はします。

はい。よろしいでしょうか。

それでは、次に進ませていただきます。
次は、案件番号４の喜多方建設事務所の案件について説明をお願いいたします。

【喜多方建設事務所】
（「資料５」により説明）

【伊藤（宏）委員長】
はい。ありがとうございます。
ただいまの案件の説明につきまして、何か御質問あればお願いいたします。

この案件ということではないのですが、教えていただきたいんですけれども、総合評価方式で価格といわゆる評価の加算点とを、どのように組み合わせて順番をつけるかというのは、多分色々なやり方があり得るのですが、この割り算方式っていうのは一番一般的なのですか。

【入札監理課主幹】
総合評価の決定のしかたについては、今、委員長がおっしゃった除算式と加算式があります。一般的には除算式が多い事例になっております。

【伊藤（宏）委員長】
それは何か理由があったりするのですか。要するに、割り算の方が順番が明確に違ってくる、足し算にした方が同点がありうるとか。
一般の目からすると足し算の方がわかりやすいですよね。例えば、価格については、５０点、５０点満点のうち何点だと。それ以外の総合評価の評価点については５０点でそれを足しましょうっていうようなやり方の方がわかりやすいと思うのですが。割り算でやっている自治体の方が多いのですか。

【入札監理課主幹】
そうです。加算式は除算式よりもわかりづらくて、一例を御説明いたしますと、
●評価値＝価格評価点＋技術評価点

○価格評価点の算出方法の一例　１００×（１－入札価格／予定価格）
　　　　　　　　　　　　　　　１００×最低価格／入札価格

○技術評価点の満点を任意で決定する
設定によっては、変動がかなり大きくなります。

国も除算式を使っております。

【伊藤（宏）委員長】
はい。わかりました。ありがとうございます。
他いかがでございましょうか。よろしいですか。

それでは次に移ります。案件番号５、いわき建設事務所の案件について説明をお願いいたします。

【いわき建設事務所】
（「資料５」により説明）

【伊藤（宏）委員長】
ありがとうございます。
何か御質問ございますでしょうか。

１位が辞退されているのですが、この理由はどういうことですか。

【いわき建設事務所】
理由は、聴取していないのですが、事実関係説明いたしますと、いわき地方振興局出納室が第１順位の落札候補者となった志賀工業株式会社に対しまして電話にて、第１順位候補者となったこと、技術提案を確認する資料の提出及び低入価格調査を行うことを伝えたところ、志賀工業株式会社から辞退したいとの申し出があったというものでございます。

【伊藤（宏）委員長】
先ほどから辞退で現場管理者がいるとかいないとかそのような話ではなくて、事実を伝えたら辞めますって言った訳ですね。

【いわき建設事務所】
理由までは聴取してございません。

【伊藤（宏）委員長】
同じ日にたくさんの案件、工事があると複数に入札をするってことがある訳ですよね。たまたま複数一番になってしまうと到底できないから、辞退しますよってことが起き得るわけで、先ほどの案件なんかはそういうことだったのですが、自治体によっては、同じ日は、先に落としたもの以外は、そもそもだめですよというルールを作っていたりするところもあるみたいです。入札の日が、一つのところに集中するとそういうことが起きがちですよね。ただ、集中した方が事務的な部分も含めて楽だということがあるかもしれないけれど、ある程度分散した方がそういうことが起きにくいのかなと思いますが、そもそも県でいうと、どのくらい分散されていますか。入札の日は、１年間で何日間くらいやっているのですか。

【いわき建設事務所】
　毎週です。

【伊藤（宏）委員長】
　週に１回ということですか。
　週に１回ということは、要するに５０日くらいあるということですね。

【入札監理課長】
　方部ごとに週１回やっておりますので、実際７カ所でやっておりますので、かける７ということになります。

【伊藤（宏）委員長】
　それがたまたま重なっているときもあれば、重なっていないときもある。何曜日って決めている訳ではないのですか。

【入札監理課長】
　方部ごとに曜日を決めて実施しております。

【伊藤（宏）委員長】
　そうするとばらけているということですか。方部によって。

【入札監理課長】
　ばらけてはいますが、ある業者が例えば県中の業者が、県中の地元の入札に参加し、それから隣のいわきの入札に参加するということであれば、基本曜日が違いますので、同日に落札することはないです。

【伊藤（宏）委員長】
　でも、１～２日の違いだったら、最初を受けてしまったら次はもう無理だということはあり得ますよね。

【入札監理課長】
　技術者が配置できなくなってしまったということであれば、そこに早めの辞退ということでの報告が必要になってきます。

【伊藤（宏）委員長】
　はい。ほかに何か御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

　それでは次にまいります。
　案件番号６番の福島空港事務所の案件について説明をお願いいたします。

【福島空港事務所】
（「資料５」により説明」

【伊藤（宏）委員長】
はい。ありがとうございます。
ただいまの福島空港事務所の案件について、何か御質問ございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

次に進みたいと思います。
次に審議事項のイ「建設業関係団体等の意見聴取について」に移ります。
事務局から説明をお願いします。

【入札監理課長】
（「資料６」により説明）

【伊藤（宏）委員長】
はい、ありがとうございます。
今すぐでなくても結構ですので、資料６につきまして、修正追加等の御要望があれば、事務局の方に明後日までにメール等でお願いいたします。
あとは、私と事務局が相談して修正等させていただきます。
個別事業者については、髙野委員と私で後ほど相談させていただきます。

何か御質問ございますでしょうか。

【高畠委員】
個別事業者の選定を委員長、副委員長でやっていただいてもちろんいいのですが、教えていただけるのであればその範囲内で知りたいのですが、その個別事業者選定の際、選定方法とか何か基準とかを示されて決めているのでしょうか。

【入札監理課長】
無作為に抽出してやるということではなくて、例えばですが、今年であれば、指名競争入札、地域の守り手育成型方式を試行導入しましたので、実際に業者が落札して、指名競争入札について、何か問題や御意見等あるのかどうか、ある程度テーマを持ちながら、地域性も考えながら、例えば昨年やったところの地域の業者がまた今年もということにならないような形で、ある程度バランスよく選んだうえで、委員長と髙野委員に選んでいただければと思っております。

【伊藤（宏）委員長】
要するに、毎年、今回はこのようなテーマで考えましょうということでリストアップしていただいて、その中から優先順位をつけてお声をかけて、もちろん都合が悪いというところもありますので、上からお願いをするということでやっております。

昨年、おもしろかったですよね。うちは、指名は別に要らないって個別の事業者がおっしゃったのです。

業界団体としては、指名を復活してくれっておっしゃっていたのですが。

はい。ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、次に、（３）各委員の意見交換ですけれども、今までのことも含めて何かありますでしょうか。

【高畠委員】

去年の１１月のときに、建築の工事成績の実績が４年で消えるとのことで、困っているという話がありまして、今年３月のときに、私、事務局の方に確認しました。検討されるということでしたけが、まだ検討していませんので、今後検討させていただきますということでした。６月に委員会があれば聞こうかなと思っていたのですが、コロナで中止でしたので、このタイミングになってしまいましたけれど、何かその後、検討経過があれば教えていただきたい。

【入札監理課長】

昨年、たくさんいろいろな要望・御意見等がございまして、すべてを網羅しながらの検討がなかなか難しい状況です。

なお、今、高畠委員がおっしゃられた件につきましても、止まっているような状況です。

改めまして、今の御意見を踏まえまして、どんなことが背景にあり、今４年になっているのか、要望も踏まえながら、検討していきたいと思っています。

【伊藤（宏）委員長】

よろしくお願いいたします。

はい。他いかがでしょうか。

【高野委員】

先ほどの低入の件で、前年度１年間の調査をされていて、低入の実際の応札者が低入にかかったのが何件かという形でありましたが、例えば、今日の案件でも、入札参加者の中で例えば８者いて、そのうちの７者、６者が低入の対象になってしまった。調査した結果、問題はなかったということで､その後粛々と進めたというケースがあったと思うのですが、例えばその７分の６、８分の５とか低入の調査の対象になった会社があったときに、それが調査基準価格に何か影響を与えるということは今まであったのか、あるいはそういう影響を与えるということは考えられるのかということをお聞きしたいのですが。

【入札監理課主幹】

はい。今まで、そのような案件で影響及ぼしたことはございませんし、今後も変更するということは考えておりません。

【髙野委員】
　先ほどの案件の中で、皆、低入になって評価基準価格まで全部引き上げました。
一律そういう価格であとは評価点で業者が選ばれるという形になったと思うのですが、そうすると、例えば５者だったら５者参加して５者が全部低入の調査になって、価格が全部押し上げられた時に、あとは評価点での選定となるような感じがするのですが、低入だからこそ一番安く入札した会社が低入で押し上げられた結果､選ばれなかったっていうのは、例えば５者全部が低入になったという場合に、果たしてそれはどうなんだろうと、個人的には思ったのですが、それに対して何かお考えがあれば教えていただきたい。

【入札監理課主幹】
　最低制限価格、調査基準価格につきましては、こちらでも御審議をしていただいて決めており､国や他の都道府県と比べてもほぼ同程度であるというのは確認しておりますので、現在のところ見直すつもりはございません。それから、委員が御心配されてるような、全てを調査するわけではなく、落札候補者の順位ごと、１位がだめであれば２位、２位がだめであれば３位というように調査いたします。

【新城委員】
　例えば、いろんな材料費とか、人件費とか物価で変わってまいりますよね。そのような価格は、１年に１回くらい見直されるのでしょうか。

【技術管理課長】
　設計価格を算出するための労務費もしくは材料費関係についての単価につきましては、労務費であれば、年１回改定するところがございます。材料費に関しましては、そのときの時価で対応しますので、地域ごともしくは時期ごとに改定をしております。
　なお、その単価については、公表もしているところでございます。
　設計書をつくるに当たっては、その時期の単価を採用して設計書を作るような形になっております。

【伊藤（宏）委員長】
　はい。他いかがでしょうか。

【高畠委員】
　お願いでございますが、１１月の意見聴取の前にいつも何年か分の議事録を読み返します。その中で気づいたのですが、４年前までは、各団体の方も御説明になる前、団体の代表の方がいろいろ団体の現況を言われて資料説明に入る。それがずっと議事録に載っていました。ところがこの３年、その冒頭部分が全部議事録からなくなっていて、「資料１説明」だけで、内容に入っているので、結構良いこと言ってらっしゃる団体の方もいて、参考に見返したいなと思ったらこの３年分は全部それがなくなっていたので復活していただけるとありがたいなと思いました。

【入札監理課長】
　検討させていただきたいと思います。

【伊藤（宏）委員長】
　お願いします。他いかがでしょうか。

【入札監理課長】
　先ほど委員長の方からプロポーザルの理由について御質問いただきましたが、磐城農業高校の太陽光型植物工場建築工事ということでプロポーザルを行っております。
　プロポーザル自体が技術的に高いものであったり、独自性が強いということで、なかなか県で設計フレームをつくることができないという場合に、民間の力をお借りしまして、こういったことを提案しますよというようなものをする際に、プロポーザル方式を利用して発注するということを行っております。
　今回の磐城農業高校のものにつきましても、実習教育のために、太陽光利用しながら、植物工場に導入されるトマト栽培システム、これを、ＩＣＴ活用する、コンピューターを活用しながら温度設定とか肥料とかというものが、非常に高度であったり、県で行ったことがないということで、そのために、提案という形、企画提案を行っていただくために、このプロポーザル方式を活用したというのが経過でございます。

　それでは、資料２－１、１７ページにつきましては、指名競争入札という文言は間違っておりまして、公募型プロポーザル方式随意契約になります。

　あわせて、資料１にも同じようにありまして、資料１の１ページ３番の契約方法別のところにプロポーザル１件、３，７８０万円というのがございます。
これが、資料１－１の資料の中の、９２ページに個別の契約内容が記載されております。
　内容としましては、相馬農業高校太陽光型植物工場建築第２期という工事、この指名競争入札というのも間違っておりまして、公募型プロポーザルということになります。

【伊藤（宏）委員長】
　はい。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

　それでは次にその他に移りますけども何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは本日の議事はこれで終了させていただきます。
どうもありがとうございました。

【入札監理課主幹兼副課長】
　では、事務局のほうから連絡させていただきます。
　次回の委員会でございますが、１１月下旬に開催を予定しております。
　委員の皆様の御手元に日程調整表をお配りしております。

お手数でございますが、９月１８日、来週金曜日までに事務局へ提出いただきますようお願いをいたします。

それでは以上をもちまして、第７７回委員会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。